## 法人市民税第 20 号様式別表1の2(外国法人の法人税割額に関する計算書)記載の手引き



## 1 この計算書について

この計算書は、京都市内に恒久的施設を有する外国法人が、法人税法第 141 条第 1 号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号口に掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載し、第 20 号様式の申告書に添付してください。

## 2 各欄の記載のしかた

金額は1円単位まで記載し、①の欄の下段にマイナス額を記載する場合は金額の直前に△印をつけてください。「※」の印刷のある欄は記載不要です。

欄	記載のしかた
①の欄	法人税の申告書(別表1の2、以下「別表1の2」といいます)の「法人税額計」の欄(6及び26の欄の金額(これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、()内には使途秘匿金の支出の額の40%相当額(「法人税額計」に欄(別表1の2の6及び26の欄)の上段に外書として記載された金額)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載します。
②の欄	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明編書の欄の金額を記載します。 (1 租赁特別措置法第42条の4第1項(一裁試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額
③の欄	第 20 号様式別表2の5の④の「合計」の欄の金額を記載します。
<u></u> ④の欄	この金額に1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
⑤の欄	2以上の市町村に事務所等を有する法人が第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の京都市分の金額を記載します。
⑥の欄	京都市にのみ事務所等を有する法人は④の欄の金額に、2以上の市町村に事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に税率を乗じて計算します。
⑦の欄	第 20 号の5様式の⑨の欄の金額を記載します。
8の欄	第 20 号の4様式の⑮の欄の金額(2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑳の欄の京都市分の金額)を記載します。
<b>の</b> か問	ァの Δ 紹フ 100 田土津の県教ぶもフしも コロンスの Δ 婚ぶ 100 田土港 づもてしもは、2 の 県教 Δ 婚 コロンスの Δ 婚 た 川 10 愉 ケモ Δ 婚 た ご 津 1 ナー

⑨の欄 この金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。